

令和4年12月教育委員会定例会会議事録

- | | | |
|---------|--|--|
| 1 招集年月日 | 令和4年12月15日（木）午前9時55分 | 開会 |
| 2 招集場所 | 熱塩加納公民館2階 | 第2研修室 |
| 3 出席者 | 教育長
教育長職務代理者
二番委員
三番委員
四番委員 | 大場健哉
大森佳彦
遠藤一幸
高橋明子
長田聡子 |
| 4 出席職員 | 教育部長
教育総務課長
学校教育課長
生涯学習課長
文化課長
中央公民館長
学校教育課主幹
文化課主幹
教育総務課長補佐
学校教育課長補佐
生涯学習課長補佐
文化課長補佐 | 遠藤紀雄
佐野仁美
穴澤正志
佐藤洋
伊藤博之
田中勲
外島誠司
鈴木美智子
塚原和憲
高橋亮慈
高橋淳
高畑知史 |
| 5 閉会 | 午前11時50分 | |

1 開会
2 会期の決定
3 書記の指名

教育長 若干早いのですが、皆さんお揃いですので、ただいまより令和4年12月の教育委員会定例会を始めてまいりたいと思います。

続きまして、会期の決定ですが、会期につきましては本日1日としてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということですので、会期につきましては本日1日といたします。

続きまして、書記の指名に移ります。書記につきましては教育総務課長補佐を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということですので、書記については、教育総務課長補佐を指名いたします。よろしくお願いします。

4 会議録の承認

教育長 続きまして、会議録の承認に移ります。お手元に令和4年11月の教育委員会定例会の会議録がございますが、訂正等ございましたらお願いいたします。

高橋委員 何点かあるのですが、まず5ページの一番下の学校教育課長の発言の中で、「それでは、4ページ、5ページをお開き願います」とありますが、4ページというのはなかったと思いますので、5ページのみに訂正お願いします。

次に、7ページの一番はじめの「た」は、前のページと重複しているので訂正お願いします。

また、同じく7ページですが、上段の私の発言の中で「コロナ禍で」の次に「どうやったら事業をやっていくことができるか」ということと「どうやって事業をやるべきか」と同じような言葉を繰り返しているので、どちらか1つに訂正いただきたいと思います。

教育長 他にございますでしょうか。

各委員 なし

教育長 では、11月の会議録につきましては、3カ所ほど訂正ありましたが、これらの訂正を踏まえて承認するということですのでよろしいでしょ

うか。

各委員

異議なし

教育長

異議なしということでありますので、会議録はこれで承認ということといたします。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長

続いて、5番の報告事項に入りたいと思うのですが、入ります前に、本日の議案等のうち協議第7号第14回喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会付議事項については、審議会に諮る前の内容となりますので、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあります。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数決で議決した場合は、案件について公開しないことができるとされております。

それで、お諮りいたします。協議第7号については、非公開で実施することとしてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

教育長

異議なしということでありますので、協議第7号については非公開といたします。

このことにより、本日の審議ですが、次のように順番を若干変えたいと思います。これから、5番の報告事項、6番の審議事項、その次に8番のその他で、9番の連絡事項、ここまで終えてから、7番の協議事項に入るという形にします。そのような形で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし

教育長

では、そのようにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは5番の報告事項に入りたいと思いますが、まず、この内容等について加筆訂正等ございましたらお願いいたします。

教育総務課長

加筆訂正ございませんので、よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございます。

それでは、(1)の行事等の報告に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

では、1ページをお開きいただきたいと思います。

行事等の報告について申し上げます。前回、11月の定例会開催日の11月10日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり4

件ございました。日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおり
ですので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

教育長

ありがとうございます。

ただいま行事等の報告について説明ありましたが、この内容等につ
いてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしい
でしょうか。

各委員

なし

教育長

では、ないということですので、この件につきましてはこ
の程度といたします。

(2) 教育長の報告

報告第22号 共催及び後援の承認について

教育長

続いて、(2)の教育長の報告に移ります。

報告第22号共催及び後援の承認についてを取り上げますので、事
務局より説明をお願いします。

教育総務課長

2ページお開きいただきたいと思います。

報告第22号共催及び後援の承認についてであります。11月定例
会以降、共催を2件、後援を5件承認いたしましたので、喜多方市
教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項
の規定により報告するものであります。

使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。内容等につ
きましては、所管課から説明をいたします。

学校教育課長

それでは、3ページをお開き願います。学校教育課の共催1件に
ついてご報告を申し上げます。

ナンバーの1、令和4年12月10日から11日までの期間におきまし
て、喜多方プラザ文化センターを会場に、令和4年度第50回福島県
アンサンブルコンテスト第47回会津支部大会が開催されました。

学校教育課は以上であります。

文化課長

文化課所管分、ご説明申し上げます。

共催のナンバー2、事業名が東大和市・喜多方市文化協会意見交
換会・交流会。申請者は喜多方市文化協会会長、開催日等は記載の
とおりであります。

なお、この事業でございますが、友好都市であります東大和市の
文化協会との文化交流につきまして、これまで山都町文化協会を中
心として交流を行ってきたところでございますが、この「ヤマト」
というつながりで交流をしてきた経過を踏まえながらも、より一層

の文化交流を深めるために、市全体の文化協会が協力して交流事業を今年度より行ったものでございます。

具体的な内容につきましては、今年度は、東大和市の文化協会の方々13名ほどお越しいただきまして、土曜、日曜の2日間の日程で、まず初日は、活動の状況または組織運営に関する課題などについて意見交換などを行いまして、2日目につきましては、喜多方プラザの小ホールにおきまして、舞踊ですとか大正琴、音楽の演奏、歌の披露、こういったことの発表をして交流を行ったというものでございます。

説明は以上でございます。

生涯学習課長

生涯学習課所管分の後援4件についてご説明申し上げます。

まず、ナンバー1でございます。事業名につきましては、第25回喜多方市長杯蔵のまちフットサルフェスティバル大会で、開催日につきましては、5年生大会が12月3日、4日に行われ、6年生大会は来年の2月11日、12日の2日間で行われます。会場はいずれも押切川公園体育館となります。

以下、記載の内容のとおりでございます。

次に、ナンバー2の後援でございます。事業名につきましては、2023元日マラソン大会（第59回大会）で、開催日につきましては来年の1月1日となります。会場は市役所ホール棟1階市民ホール及び市内大会コースとなります。

以下、記載の内容でございます。

次に、ナンバー3の後援でございます。事業名につきましては、つながるファッションショーで、開催日につきましては令和5年2月11日で、会場はココツリーとなります。

この事業につきましては、地域の子どもたちがモデルとなりまして、時代や文化をテーマにファッションショーを行うものとなります。今回のイベントで8回目となります。

以下、記載の内容のとおりでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

ナンバー4の後援でございます。事業名につきましては、「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」講座で、開催日につきましては令和5年6月14日から18日までの5日間で、会場につきましてはZ o o mによるオンライン講座となります。

この事業につきましては、最新の心理学、脳科学に基づいた子育てに対する向き方などについてオンラインで講座を行うものとなります。

以下、記載の内容でございます。

以上でございます。

文化課長 続いて、後援のナンバー５、事業名が第176回例会「おっきいのとちっちゃいのいっしょにあそぼ!」、申請者はNPO法人喜多方子ども劇場、開催日等は記載のとおりであります。

説明は以上でございます。

教育長 ありがとうございます。では、ただいま共催２件、それから後援５件について説明がございましたが、内容等について、ご意見、ご質問等あればお願いいたします。

長田委員 共催の２番目の東大和市との交流の件なのですが、20日は舞踊、歌、大正琴などの披露とありましたが、これは喜多方市の方が披露したということで、東大和市の方からの披露は特になかったのでしょうかということと、もしこういう機会があれば、文化協会の方の関係者だけでなく、一般市民の方も観ることができるようにしていただけるとありがたいなと思ひまして、お伺いします。

文化課長 文化交流会の20日の日は、喜多方プラザ小ホールにおきまして披露を行いまして、実際、全部で12団体発表していただいたうちの喜多方市がその中で10団体、それで東大和市からもその中で２団体ほど披露していただきまして、お互いの日頃の成果を出し合って交流をしたという形でございます。

一般の方にも広く周知をしてご覧になっていただければという、そういう考えも文化協会の打合せの中でも出たのですが、なかなかこういう今のコロナ禍の状況もありまして、今回初めての取組ということもありましたので、まずはこういった協会の関係者の方だけでやってみまして、それを踏まえて次年度以降、この取組は隔年で、来年は東大和市に行つての交流、さらにその次年度はまたお呼びしてという形で、隔年で行ったり来たりという形になりますので、今年の状況をよく検証しまして、次回以降についてはどの辺までできるか、どういったやり方がまたよりベストなのかということをご皆さんと協議して決めてまいりたいと考えております。

教育長 よろしいでしょうか。

長田委員 はい、ありがとうございました。

教育長 では、他にございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員 なし

教育長 では、特にないということですので、報告第22号についてはこの程度といたします。

6 審議事項

議案第29号 喜多方市指定有形文化財の指定に係る諮問について

教育長 それでは、6番の審議事項に入りますが、事前送付では議案第29号、第30号なのですが、追加議案として第31号がございますので、後ほどよろしくご審議お願いいたします。

では、入ります前に、全体的に加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長 加筆訂正ございませんので、よろしくお願いいたします。

教育長 加筆訂正はないということですので、議案第29号に移ります。喜多方市指定有形文化財の指定に係る諮問について事務局より説明をお願いいたします。

文化課長 では、議案第29号ご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。

喜多方市指定有形文化財の指定に係る諮問についてであります。喜多方市文化財保護条例第4条第3項の規定に基づき、喜多方市文化財保護審議会へ諮問をしたいとするものであります。

1、文化財の名称等についてであります。文化財の名称は木造聖徳太子立像。文化財の員数は1軀。文化財の所在地は、喜多方市熱塩加納町熱塩字天神林丁937番地であります。

次に、2、所有者の氏名等についてでございますが、所有者は浄教寺。所有者の住所は所在地と同様でございます。

次に、文化財の概要につきましては、別紙、7ページをお開きいただきたいと思います。

この像につきましては、寄せ木造りの像で、高さ51.8センチでございます。

以下、段落ごとに補足をしながら説明をさせていただきたいと思っております。

この形状でございますが、会津地方で比較的豊富に伝えられております十六歳孝養像の姿で、髪を角髪に結うものであり、左肩よりけさをかけ、左胸に釣環を表す。左手屈臂して脇腹に置き、右手屈臂して胸前に上げ、柄香炉を取り、両足をそろえて立つ。ということで、写真をご覧になっていただきながらお聞きいただければと思いますが、この十六歳孝養像といいますのが、聖徳太子が16歳のときに父であります用明天皇の病氣回復を祈願して、親に孝行を尽くすその様子を表したものと言われているものでございます。

髪を角髪に結うとございますが、その角髪といいますのが、飛鳥時代から奈良時代における子供の髪型というような形のもので、中央から髪を両方、左右に分けまして、耳のところで束ねて垂らす。

その垂らしたものを耳の辺りで先を輪にしたり結んだりしたのもあるようでございます。そういった髪型のものもございます。

左肩よりけさをかけまして、左胸に釣環を表すというところで、若干この頭部の写真の下の方の消えかかる部分で、左胸のところに輪っかが半分だけ見えるかと思いますが、これがけさのひもを通すような穴でございますが、それがありまして、左手屈臂とありますが、左手を肘から曲げて脇腹に置いてある。右手については、また肘から曲げて胸前に上げて、柄のついた香炉を胸の前で持って、両足をそろえて立っているような内容のものでございます。

次の段に参りますが、両角髪部の材また両手首より先及び両手前膊袖口垂下部内側下方の材が欠損している状態ということで、記載のとおり、先ほど申し上げました髪型の耳の脇に垂らした部分が両方欠損している。あと、両手首から先もない状況です。あと、手首の袖元といいますか、衣の袖口部分の内側も欠損しているというような状況でございます。

この次の段に参りますが、会津の聖徳太子像の鎌倉時代の作例である塩川町の金川寺の聖徳太子像、こちらは県指定になっておりますが、その技法、構造に近いものでございます。ただ、金川寺像に比べまして、顔貌表情、顔の表情にふくよかさがありまして、衣文処理、これが衣服のひだの部分ですとか、しわの表現、こういったものも洗練されているというものでございます。技法構造におきましては、金川寺像より古様、古い形を示しているというところでございまして、13世紀後半の立像と考えられております。これらのことから、鎌倉時代の聖徳太子像として市指定に値する作品であるというものでございます。

説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明ありましたが、この内容等についてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

ご異議等ございませんでしょうか。

各委員

異議なし

教育長

特にないということでありますので、議案第29号喜多方市指定有形文化財の指定に係る諮問については、このとおり可決することといたします。

議案第30号 喜多方市美術館において収蔵する美術作品等について

教育長

続いて、議案第30号に移ります。

文化課長

喜多方市美術館において収蔵する美術作品等についてを取り上げます。事務局より説明をお願いします。

議案第30号、ご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

喜多方市美術館において収蔵する美術作品等についてであります
が、喜多方市美術館条例第12条第2項の規定に基づきまして収集する
ものでございますが、先月、11月の教育委員会定例会におきまして
諮問について可決をいただきましたことから、美術館条例の規定に
基づきまして美術品収集委員会へ諮問をいたしました。令和4年
11月24日付で委員会より答申がありましたので、下記のとおり美術
品を収蔵したいとするものでございます。

収蔵作品につきましては、記載の合計17点でございます。

11ページをお開きいただきまして、11ページに作品の一覧を掲載
してございます。各表の一番右側の結果の欄でございますが、収集
委員会の審査結果を記載してございます。

この表の中で一番上の表の寄贈候補作品、全8作品のうち、ナン
バー8の絵画につきましては、保留となっております。また、一番
下の表の3、管理替え候補作品の全3作品のうち、ナンバー2番の
絵画につきましても保留と、この2作品につきましては、審議の結
果、保留ということでございまして、その2作品を除きます17点に
つきましては承認という結果でございました。

なお、この保留となりました2作品について若干申し上げます。

まず、一番上の表の寄贈作品候補のナンバー8の齋藤勝正氏の
でございますが、この作品につきましては、慶徳町の川前のヘラブ
ナ釣り場を取材して描いたものというものでございますが、ただ、
作品としてのクオリティーという部分では、若干、それほど高くない
という部分もあったようでございます。また、地元ゆかりの作品
ということでは、歴史的背景などを踏まえまして、美術館で収蔵す
る理由ですとか根拠というのを再度精査する必要があるという委員
会での意見がございまして、保留となったものでございます。

また、もう一つが一番下の表のナンバー2の穂積光英氏の山岳図、
こちらの作品につきましては、作家の方の活動された時期または生
い立ちといった部分が不明でありました。作品も含めまして調査研
究が必要な画家であるという、そういう委員会での意見もございま
して、この2点につきましては保留となったものでございます。

この保留になりました2作品につきましては、今後、美術館にお
きまして、再度、調査研究を行いまして、今後の対応については検
討をさせていただくという予定でございます。

説明は以上でございます。

教育長 ありがとうございました。

 ただいま説明ございましたが、この内容等につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 では、特にご異議等ないということでありますので、議案第30号喜多方市美術館において収蔵する美術作品等については、このとおり可決することといたします。

議案第31号 喜多方市社会教育関係団体の認定について

教育長 続いて、別紙になりますが、追加議案で、議案第31号喜多方市社会教育関係団体の認定についてを取り上げます。説明をお願いします。

生涯学習課長 追加での議案となります。よろしくお願いいたします。

 議案第31号喜多方市社会教育関係団体の認定についてでございます。追加議案の15ページをお開きいただきたいと思います。

 喜多方市社会教育関係団体の認定に関する規則第3条及び第4条の規定に基づき、下記の団体を喜多方市社会教育関係団体に認定したいとするものでございます。

 提案の理由につきましては、社会教育関係団体の認定申請があったことによるものでございます。

 団体の名称につきましては琴の会フレンズで、団体の概要につきましては、次のページ、16ページをお願いいたします。

 琴の会フレンズにつきましては、申請月日が令和4年8月8日。代表者氏名が琴の会フレンズ会長鈴木ケエ子。結成日は、令和元年8月7日となります。事務所住所以下の項目につきましては記載のとおりであります。認定に当たりまして社会教育委員の皆様からご意見をいただいたところでございます。その結果、一番下段に記載しておりますが、この団体につきましては、社会教育に関する事業として、市民に対し大正琴教室の実施や福祉施設などでの活動に寄与しており、規約においても、団体の目的や役員、総会に関する内容が明記されており、継続的に事業を展開する組織が確立しているなどのご意見をいただいたところでございます。以上のことから、この団体につきまして社会教育関係団体として認定することは適当であるとの意見でございました。

 説明は以上でございます。

教育長 ありがとうございました。

ただいま説明ございましたが、その内容につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

高橋委員

この大正琴というのは流派が幾つかあったかと思うのですが、この方たちは何流でしょうか。少し興味がありましたので質問してみました。

生涯学習課長

すみません、流派については承知しておりませんでした。

教育長

よろしいでしょうか。

高橋委員

はい、いいです。

教育長

後ほどわかればお知らせください。

他にございますでしょうか。

各委員

異議なし

教育長

特に他にご異議等ないということですので、議案第31号喜多方市社会教育関係団体の認定については、このとおり可決することといたします。

8 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長

それでは、8番のその他に移ります。

初めに、教育長及び各委員からということで、私から1点だけ、来年度以降の教育の動向について、情報だけ申し上げます。

来年度、令和5年度からですが、小学校の高学年における学習指導の中で、教科担任制が導入されていきます。ただ条件がありまして、小学校の5年生が少人数程度学級に該当する場合。例えば小学校の5年生が67人を超えると3学級、標準法による通常の学級づくりからですと、67名だと、40が基本なので2学級なのです。ところが、県の施策の中で少人数教育というようなことがありまして、その中で少人数の中でも30人程度学級というのがあります。これは、33人までは1クラスでいきます。34人以上になれば2クラス、いわゆる1クラス増という。67人ですとどうなりますでしょうか。3学級できる。つまり、33人で1クラス、そして次の33人で2クラス目。これで合わせて66になります。よりも1人多いので3学級になる。3学級になるのですが、3学級にしないで2学級のまましてください。つまり67人なので、33人と34人の学級をつくってくださいと。でも、その代わり教科担任制を導入するので、通常ですと33人の学級に担任が1人、34人の学級に担任が1人です。そこにプラスで1.5人。表現がおかしいのですが、1人常勤の先生を配置します。さらに0.5人分、つまり非常勤の先生をそこにさらに配置します。いわゆ

る1.5人増えるわけです。その先生方を活用して教科担任制を導入してください。

例えば、今申し上げました5年生、2クラスありますので、1組、2組とします。例えば理科をある1人の先生が両方のクラスを受け持つ。また、ある先生は、例えば国語を両方のクラスを受け持つ。というように、中学校の教育を思い浮かべるとわかると思うのですが、中学校はその教科の担当の先生がいて、その先生がみんな教えます。国語なら国語、その先生が1年生を全部教える。そのような形で、1人の先生で教科を持つ。そういうものを全部の教科は難しいのですが、何教科ずつか進めていってくださいというようなことに、来年度から具体的にそういう動きがありまして、そういう指導が始まっていくことになります。

今申し上げましたように、5年生で34人、35人になる学級をつくるということでもありますので、県内僅かに22校だけ該当になるそうです。そのような形に一応、来年度から県として教科担任制を導入していくという、そういう動きになっております。

では、県内22校の他の学校はできないでしょうかといいますと、校内の先生をうまくやりくりしながら、なるべくその教科担任制を1教科でも置けるような工夫がこれから問われていますので、今までの小学校ですと1人の学級担任が全教科教えているのですが、それをある教科は分割して教えるという形になっていきます。これもおそらく年を追うごとに加速されていくと思いますので、特に小学校5年生以上、高学年については教科担任制というのがいろいろな学校で導入されていくというふうになっていきます。そのような流れがありますので、1点お知らせしておきます。

この件について何かございますでしょうか。

各委員
教育長

なし

私からは以上ですが、各委員の皆様方から何かございましたらお願いいたします。

高橋委員

10月に上三宮小学校のオープンスクールが開催されたと思うのですが、どのような状況だったのでしょうか。

学校教育課長

2週の土曜日にわたりまして学習発表会と、それから併せまして講演会、そしてまた授業参観等が開かれまして、総勢20名程度のお子さん、それから保護者の方がいらっしやいまして、世帯的には10世帯程度だったというふうに聞いております。

そうしたものもございまして、今、学校教育課のほうに入学手続といえますか、そういったものも若干入ってきているところです。そして、今、2名程度、そうした子どものお話を聞いている、受付

をしております。ただ、これから校長と教育委員会で協議をしまして決定していきますので、まだ決定事項ではありません。

とてもうれしいことに、これまで上三宮小学校の1年生、なかなか地元の学校に行くというところが少ない傾向にはございましたが、今回6名の、地区的には6名の入学者がいるのですけれども、そのうち4名については、1年生、上三宮小学校に入ってくるというような情報もございまして、流出という面で非常に改善されてきている。上三宮小学校の取組が地元の方にもご理解いただくことができているのかなというように今感じているところで、これからまだ締切りまで12月いっぱいございますので、どのような方が申込みあるのか注視をしていきたいなと思っているところでございます。

教育長

結構、参加された方もそれなりに上三宮小学校のよさを感じていたような状況です。最後に学校教育課長からありましたように、まずは地元の入学が、今までですと他校に相当流れて行く状況に歯止めがかかったと捉えております。

これからの状況で、1年生と2年生合わせて9名以上になりますと、1年生が単学級となり、全校で4学級になる可能性もまだ少し残っています。完全複式でなくなる可能性も少し出てくるということで、非常にいい傾向ではないかなと思っております。

高橋委員

例えば児童がすごく増えてしまうと、小規模特認校でなくなるということはあるのでしょうか。

学校教育課長

小規模といいましても、市内ほとんどの学校が小規模でございしますので、そういう意味では、上三宮小学校の小規模、例えば50人になったから小規模でなくなるとか、そういうふうには考えておりませんし、上三宮小学校の続け方につきましては、これからいろいろな審議会等で審議をいただきながら、よりよい方向に持っていきたいと考えております。

高橋委員

わかりました。

教育長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

各委員

なし

(2) 事務局から

教育長

では、特にないようですので、(2)の事務局からに移ります。事務局のほうから何かございましたらお願いします。

学校教育課長

それでは、児童生徒の新型コロナウイルス感染症の感染の情報につきまして、ご報告を申し上げます。

現在、前回の定例教育委員会以降、学年・学級閉鎖が17、そして

クラスターが2校、臨時休業が1校でございました。そして、現在は2校において閉鎖の学級がございます。2クラス閉鎖となっております。

だんだん増えてきておりまして、月別の陽性者数を2学期のまとめとしてちょっと挙げてみましたら、8月は5.3人、1日です。9月は4.3人、10月は3人だったのですが、11月から1日に6.2人となりまして、12月は現在で10.6人、1日感染者があります。その中において学級内で重なってきますと、やはりどうしても学級閉鎖、学校閉鎖というのがやむを得ない状況に今なっております。

最近の傾向といたしましては、やはりほとんどは家庭内からの感染がスタートになっている場合が多いです。夏場あたりは家庭におきましては父親からの感染が多かったというような印象がございますが、最近になりますと母親からの感染が目立って多いと係の者が申ししておりまして、そうした意味におきまして、家庭での感染経路も社会の中でも変わってきているのかなというように感じているところでございます。

トータル的に小学校で現在22.9%の感染率となりました。中学校におきましては23.8%の感染率で、もう少しで本当3人に1人が感染しているというような、そんな市内の状況になりつつあります。

現在も毎日のように10人程度の感染者がありますので、冬休み前までは何かこのようなペースでいくのかな。県の感染者数も少なくなっていないので、このようなペースでいくことが予想されますし、今後、教育委員会といたしましては、学期末に向けてさらに感染対策を十分取ることと、あと、休業中でありましても情報は必ず教育委員会に上げていただくようにしながら、3学期のスタートを適切に迎えらるように対処してまいりたいと考えております。

教育長

今、コロナについて情報提供がありました。

なぜかはわかりませんが保護者が家庭内で感染して、そこで最初の濃厚接触者になるというケースが特に目立っており、1日に10人以上の感染者数が出ています。感染防止対策については徹底していかなければいけないと思っております。

この件について何かございましたらお願いいたします。

教育長職務代理者

市内の公立の小中学校で、いわゆる2学期の終業日、終業式というのは、それぞれいつなのでしょう。

学校教育課長

来週の金曜日でございます。23日になります。

教育長職務代理者

この状況で、例えばですけれども、かなり感染者が増えているとなったときに、その23日というのが前倒しになる可能性というのは特には考えていないのでしょうか。

学校教育課長	現在のところは考えておりません。といいますのは、やはり今、学期末の非常に大切な時期でもありますし、感染対策を万全にしながら、きっちりと終業式迎えられるように生活をさせていきたいと思っております。
教育長	前倒し等は考えてはいないのですが、感染状況によっては、いわゆる学級閉鎖となり、そのまま冬休みに入ってしまうというケースも出てくるかもしれません。そこは何とも言えないので、学校ごとに感染状況によって対応していきます。
高橋委員	中学校3年生、受験を控えているお子さんについて、何か特別な配慮みたいなものはあるのでしょうか。
学校教育課長	中学校3年生、本当に大切な時期で、1日も休ませたくない状況ではありますが、特に3年生に対して特別な対応を取っているというのはいません。
教育長	よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。
各委員	なし
教育長	では、事務局から他にございましたらお願いいたします。
事務局	ございません。
教育長	それでは、特にないということですので、その他についてはこの程度といたします。

9 連絡事項

(1) 令和4年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

教育長	では、9番の連絡事項に移ります。令和4年度教育委員会会議の開催日程（案）等について説明をお願いします。
教育総務課長	14ページお開きいただきたいと思います。 令和4年度の教育委員会の会議の開催日程についてでございますが、記載のとおりで、11月の定例会でお示しました日時から変更はございませんが、2月24日、開催場所を記載してありますのでご確認いただきたいと思います。 その下になります。今後の日程につきましては、記載のとおり2件ございます。1件目は、令和5年新春市民の集いが1月4日午前10時から。2件目は、令和5年喜多方市二十歳を祝う会で、1月8日午後1時30分から。いずれも喜多方プラザで開催されますので、よろしくお願いいたします。 以上になります。
教育長	今後の日程等について、今、説明ありましたが、ここについて何かご意見等ございましたらお願いいたします。

各委員 なし

教育長 では、特にないということですので、令和４年度の教育委員会会議の開催日程（案）等については、このとおりといたします。

7 協議事項

協議第６号 令和４年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針（案）について

教育長 次に７番の協議事項に移りますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、協議第６号令和４年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針（案）についてを取り上げます。説明をお願いします。

生涯学習課長 協議第６号になります。令和４年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針（案）についてご説明申し上げますので、方針（案）の１ページをお願いいたします。

この方針（案）につきましては、令和３年度の事業実績に基づきまして令和５年度に向けての方針を策定するものであり、この方針に基づきまして、令和５年度当初予算に反映できるように進めてまいりたいというように考えてございます。

まず、１の趣旨についてご説明申し上げます。

この方針（案）の基になりますのが喜多方市総合計画でありまして、教育委員会におきましても、総合計画に基づきまして教育施策に取り組んでおります。

事業を推進するに当たりまして、不測の事態においても学びを止めない対応が重要であり、様々な状況下においても対応できるようにしてまいりたいと考えてございます。

この方針につきましては、教育振興基本計画に掲げる「自分と郷土を誇り、自立と共生の精神をもって、たくましく生きる喜多方人の育成」という基本理念の「人づくり」を具現化するために策定してございます。

また、毎年実施しております点検・評価を踏まえまして、社会教育委員の方々から意見を取り入れて、毎年ローリング方式による見直しを行っているところでございます。

今回お示ししましたもので見直しを図った部分ということで、朱書きで示している部分が主に修正を加えた箇所となります。

一番下の図がこの基本方針の体系図となっておりますが、２ページをご覧くださいと思います。

２ページが教育振興基本計画の体系図となっており、下段の青い

枠で囲ってあります部分がこの方針というふうになります。この方針の中で「生涯学習活動への主体的な実践力を育む」を基本目標のⅡに掲げまして、学びを通じた心豊かな人材の育成、スポーツに親しめる機会の充実、郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成の3つの施策目標を達するために、一番右側に記載してございますが、それぞれに示した重点施策ということで定めてございます。

3 ページをお願いいたします。

2の施策目標を達成するための取組の方向性ということでございますが、先ほど申しましたように、3つの施策目標ごとにそれぞれの取組について方向性を示すことで、今後、施策推進の方針として、今後の各種事業においては、新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、先ほども申しましたように、学びを止めない対策という形で今後いろいろと事業を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、中段の青い二重線で囲っている部分が共通の視点となりますが、基本理念を具現化するために、先ほども申しましたように、基本目標を定め実現するために3つの施策目標を設定しまして、それぞれに、目標ごとに重点施策を定めて事業を実施しているということでございます。

今後におきましても、基本目標や施策目標を達成するために、事業の在り方、連携につきましてもよりよいものとなるように、事業の進捗状況や達成状況等、検証を行いながら、今後の検討をしてまいりたいと考えてございます。

また、本市の状況、あと課題を踏まえまして、今後の生涯学習・生涯スポーツ施策に必要となる視点を整理いたしまして、その視点を軸に目標達成の方向性を検討して反映していきたいと考えてございます。

次に、最後のページに、必要となる視点を踏まえた取組の方向性の検討についてということでございますが、そちらをご覧いただきたいと思いますが、こちらにつきましては、総合計画や教育振興基本計画に基づきまして、生涯学習・スポーツ分野で取り組むべきテーマを子育て支援や保健・医療などの5つの、大きな枠として5つの分野に整理いたしまして、必要となる視点を整理したものになりますが、右側の太い枠で囲ってある部分が取組の方向性及び取組の例について、今後、関係部署や関係機関と連携しながら事業の展開を図っていくという内容となっております。

方針（案）のほうにお戻りいただいて、4 ページをお願いしたいと思います。

ここからが各施策の目標となります。まず、施策目標の①という

ことで、「学びを通じた心豊かな人材の育成」に関する取組の方向性については、子どもから高齢者まで、生涯にわたり学習し活躍できる機会を提供し、心豊かな人材の育成を目指す取組につきましては、次のような方向性を持って推進していくというふうにしてございます。

その下、重点施策の取組の方向性のポイントということでございますが、まず、アの「喜多方市人づくりの指針」の活用ということでございますが、4段落目の「また」からになります。また、公民館においては、「人づくり指針の推進事業」として、先人の教えなど題材とした講座を実施するとともに、これら取組を紹介し各種団体等への講師派遣事業へつなげ事業の拡充を図りますということで、修正等を加えました。

次に、ウの「効果的な生涯学習の情報の提供」につきましては、市民の自主的な生涯学習活動を推進するために、生涯学習活動を支援する講師リストの更新を行い、講師の発掘及び充実に努め、生涯学習に関する情報を提供します。また、誰でも必要な情報が得られるよう、生涯学習ガイド、公民館だより等をホームページに掲載するとともに、市Facebookの活用及び全ての公民館に公民館だよりを配置いたしまして、各種生涯学習事業についての情報を提供しますということで、修正を加えさせていただきました。

次に、オの「図書館の充実」につきましては、上から3行目になりますが、レファレンスサービスの向上に努めます。また、学校教育、公民館及び図書館と連携し、読書活動の推進を図ります。さらに、ひとづくり・交流拠点複合施設に係る図書館運営及び整備に向けた検討を進めますということで、修正させていただきました。

5ページをご覧いただきたいと思います。

次に、個別事業ごとの現状と方向性につきましては、アの「喜多方市の人づくりの指針」の活用から、ずっと飛びまして9ページ、9ページの下段になります。カの社会教育施設の整備まで、現在の事業の目的と次年度以降の方向性についてそれぞれ朱書きの部分について修正等を加えさせていただきました。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。

次に、施策目標の②ということで、こちらにつきましては、「スポーツに親しめる機会の拡充」に関する取組の方向性については、誰もが年齢や体力・技術、興味や目的に応じ、いつでもどこでもスポーツに親しめる機会を提供する取組については、次のような方向性を持って取組を推進していくとしてございます。

重点施策取組の方向性のポイントについてでございますが、アの

教育長
生涯学習課長

「スポーツに参加できる機会の提供」につきましては、上から4行目「さらに」からになりますが、さらに、年齢や体力・技術、興味や技術、すみません、に応じとなっておりますが、記載の誤りでありまして、こちら、興味や目的と訂正していただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

訂正についてもう一度お願いします。

年齢や体力・技術、その後に「興味や技術」とございますが、こちらの「興味や技術」を「興味や目的」に訂正いただきたいと思います。興味や目的に応じ、誰もがスポーツに親しめる機会を提供できる方法について検討していきたいというふうな形で修正を加えさせていただきました。

12ページをお願いいたします。

個別事業ごとの現状と方向性につきましては、アの「スポーツに参加できる機会の提供」から、こちらも飛びまして、17ページの中段、キ「学校施設の開放」まで、こちらにつきましても、現在の事業と目的と次年度以降の方向性について、朱書きの部分について修正を加えさせていただきました。

それと、18ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、施策目標の③ということで、「郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成」に関する取組の方向性につきましては、家庭・地域社会との連携を図り、「郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成を目指す取組」については、次のような方向性を持って取り組むことを推進してございます。

重点施策の取組の方向性のポイントにつきましては、イの「青少年健全育成団体の活性化」につきましては、2段落目の「また」からになりますが、また、子供たちが郷土を誇り自己啓発できるよう、引き続き、指導者である役員・会員に指導者研修会への参加を促していくとともに、市子連役員会場の場を利用して、家庭と地域が連携した青少年の育成につなげられる指導者の育成を実施していきます。と修正を加えさせていただきました。

次に、個別事業ごとの現状と方向性につきましては、アの「地域全体で子供たちの成長を支える地域学校協働活動事業の推進」から、19ページをお願いいたします、イの「青少年健全育成団体の活性化」、ウの「青少年ボランティア育成と活動の推進」の取組の方向性につきましては、前年同様の取組という内容となっております。

説明は以上でございます。

教育長

ただいまこの推進方針の案について説明ありましたけれども、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

高橋委員 この生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針（案）については、毎年いろいろ修正しながら新しいところを考えられていてすごいと思うのですが、この令和４年度のは、いつ誰がどこで実践していくのかよくわからないのですが、何かそういう流れというのはあるのでしょうか。

生涯学習課長 この方針（案）のスケジュールということであろうかと思えますけれども、先ほどもご説明申し上げましたように、令和３年度の事業実績に基づいて、令和５年度の施策を検討しているということで、今まさに、令和５年度の当初予算編成時期で、これらの内容を盛り込むことになります。本来であれば、令和３年度の決算の９月ぐらいの時期にはこういった方針を示して、当初予算で反映させるような形で盛り込むスケジュール感でやればいいのですが、遅くなってしまって、当初予算と同時の時期となってしまったところです。当初予算編成前に、この方針を皆さんにお示しして、当初予算の内容に反映というふうになるのが本来の流れとなります。

高橋委員 それがそうならないということでしょうか。

生涯学習課長 はい、今後は、なるべく早く、当初予算に反映できるような形で進めるようにしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

教育長 他にございますでしょうか。

長田委員 13ページの事業のところなのですが、蔵のまち喜多方桜ウォークと秋の喜多方・長床ウォークが現在の事業と目的に載っていますが、次年度以降のところには載っていないくて、令和３年度のこの方針では、市民の参加者が全体の10%ということもあってと記載がありましたので、行事の催行の有無はともかくとして、管轄することはやめるということなののでしょうか。観光関係の方にお任せして、生涯学習課として担当はしていかないということなののでしょうか。

中央公民館長 今、来年度の事業の関係につきまして、桜ウォークと長床ウォークの所管課が中央公民館となつてございますので、こちらでお答え申し上げますが、実際、今、長田委員がおっしゃったように、参加者の関係が市内の方についてはもう１割に満たないというような状況での両ウォークともなつてございます。ただ、その中で、本来の桜ウォーク、長床ウォークの体力づくり、健康づくりといった趣旨が既に目標としては達成されているというようなことから、令和５年度につきまして、実際にこちらの朱書きのほうで14ページのほうに記されてございますが、実際にウォークとしての取組は、来年度以降減らさないような方向で、こちらのオンラインスポーツのイベントである「ラン＆ウォーク」というような形に組み替えていくよ

うな方向性も含めて、今のところ検討しているところでございます。
以上でございます。

長田委員

それでは、例えば、ウォークは他の部署でやる可能性も、それはあるかもしれないということとして、今、磐越西線は豪雨災害により電車が止まっています、とりあえず再開をして、再開以降は利用増進に向けて検討をするという状況ですけれども、市民のみならず他の地域の方に来ていただくということから、観光かなと思ったのですが、わかれば教えていただきたいと思います。

中央公民館長

今のお話ですが、実際、来年度に向けて観光部門との調整も行っておりまして、今、この件につきまして、今後どのようにするか、今も検討している状況でございますので、一応こちらの資料としては、来年度に向けては載せていないような状況でございます。

長田委員

はい、ありがとうございました。

教育長

他にございますでしょうか。

高橋委員

最後の横書きのページについてなんですが、3番の大綱3の第3節、防災の部分について、去年のものも取り上げられているのですが、これは、本文の中でどこにこれが出ているのかちょっとわからないので、説明をお願いします。

また、その横書きのページの最後の重点目標③アとエと書いてあるのですが、重点目標というのは、重点施策のところのアイウエオというところなのかなと思いますが、もしそうだとすると、エというのはないので、教えていただきたいと思います。

以上です。

生涯学習課長

別冊の部分のナンバー3、防災の部分でございますが、こちらについては、7ページの生涯学習の機会と場の提供ということで、こちらの2行目後半の部分からで、学びを止めない活動の展開や新しい学習機会の創出、関係団体の連携により地域の課題に対応しながら、公民館による生涯学習の機会と場を提供しますということで、こちら、公民館でのこういった生涯学習の機会の中で、こういった防災・減災の取組の内容についても勉強していくということでございます。

右側の方針で掲げる重点施策の部分については、ア・エというのは、申し訳ございません、記載誤りでございまして、ナンバー1と同様な形で、①のエと重点目標の③アということでございます。訂正お願いいたします。

教育長

よろしいでしょうか。

高橋委員

はい。

教育長

他にございますでしょうか。

高橋委員

9 ページの図書館サービスの充実のところに、朱書きで雑誌スポンサー制度について記載がありますが、これは、図書館のほうからそういう話があったのでしょうか。スポンサー制度「等」として、何か他にもいろいろな方策があると思いますので、この雑誌スポンサー制度については疑問も感じているのでお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

中央公民館長

雑誌スポンサー制度の関係でございますが、こちらは指定管理者である図書館流通センターと一緒に考えまして、こういったスポンサー制度を実施ということで検討というふうに打ち出したものでございます。

ただ、実際に、やはりこの制度については、実際にスポンサーの方が雑誌を購入してその費用を全部負担した中で、この雑誌の最新号のカバーのほうにそのスポンサーの名称とか広告を記載するというような内容でございますが、今のところこういった形でスポンサーの方からお話がないような状況でございますので、確かにこちらだけは、今回、サービスの充実として制度を実施するということで検討としたところではございますが、今後、実際の指定管理者である図書館流通センターとも、再度、この件も含め協議してまいりたいと思います。

高橋委員

はい、よろしくお願いします。

教育長

よろしいでしょうか。他にございましたらお願いいたします。

長田委員

表現が少し気になったところがありまして、7 ページの一番最後のところの生涯学習の機会と場の提供の中の生涯学習事業の体系化のところ、最後の段落で、「小中学校においての地域登録講師活用仕組みは」の後なのですが、「学校と地域と連携に配慮した子どもたちにとってより望ましい学習環境を」とあるのですが、ここを読んで、一番に配慮するのは子どもたちの望ましい学習環境なのじゃないかと思います。この表現ですと、学校と地域と連携にまず一番に気を遣って、その枠の中での望ましい学習環境というふうに、一義的になるものが変わってくる感じがしましたので、ここはもう配慮という言葉を除いて、シンプルに子どもたちにとってより望ましい学習環境を整えるため、学校と地域と連携し、地域学校協働活動事業の中で検討していきますと記載したほうがいいのではないかと思います。

生涯学習長

再度検討したいと思います。

教育長

他にございますでしょうか。

高橋委員

先ほどの防災に関してのご説明を伺って安心したのですが、そのこともぜひ記載してほしいと思いました。

6 ページの人づくりの指針のところで、他のところにもいろいろ出てくるのですが、講師リストですとか、講師を派遣してとか、講師のリストを充実させるということがあちこちに出てくるのですが、これはいいと思います。学んだことを生かしていくというのが生涯学習だと思っておりますので。

その講師というのは、外部講師のことを言っているのか、それとも、新たに喜多方市で学習した人たちの中で講師として活動できる人という、発掘という、そういう意味なのかお伺いします。

他に、講師だけではなくて、学びたい、まだ学んでいないけれども学びたいという人たちのニーズを捉えて学習の場を提供するというのも大きな役割だと思いますので、そのことについても、ぜひ、人づくりになるのか、生涯学習の場の提供になるのか、わからないのですが、学んだ人たちが活躍する場とか、これから学びたいと思っている人の場というのを助長したいなと思いました。

また、この指針を見て、来年度の秋頃から予算を考えるということになると、もう少し現代的な課題について、新しい講座について、機会をもっと取り入れるような、SDGsなどはもういろいろな方やっていらっしゃるんですが、Society 5.0などに対応できる、地域の人たちも対応できるぐらいの力をつけていかないと、結局4.0も普及しないままということもありますので。

教育委員会だけではできないことではありますが、そういった、Wi-Fiの普及も含めて、もう少し強く出していてもいいのではないかな、カーボンニュートラルなんかもそうですけれども、そういった、今、市がこれをやるぞと言っていることについて、もっと強くやりましょうというように言ってほしいと思いました。

以上です。

中央公民館長

今ほど3点お話ありました。1点目の講師の派遣の関係ですが、そちらについては、外部の講師を対象としてございます。

2点目の、確かに、学べない人に対しての場の提供というようなことは大変重要なことであると認識してございます。ただ、こういった形で今後もそういった人たちを救うような形での講座関係とかの開催の通知とか、広く通知するという意味では、やはり地区公民館の方々と連携を取りながら、中央公民館が主となって、その場の提供についても協議して検討してまいりたいと考えてございます。

3点目の中で、地域の人にも情報を周知するとかそういったものに対して、広く今後も進めていかなければならないということに対しては、ごもっともな意見でございます。

確かに、環境的にはWi-Fiとかも公民館でつながっている公

民館は2つしかないところではございますが、今後、そちらは生涯学習課のほうとも協議して、W i - F i の環境の整備については今後も詰めていきたいと思います。

また、確かにカーボンニュートラルとかそういったものの内容についても周知が必要でございますし、そちらは今後も広く広めたいと考えてございます。ただ、今年度につきましては、重点事業にも今年度から掲げてございましたSDGsの関係などにつきましては、今年度、館長協議会の中でも内容を中央公民館としてお示しして、今後の活動にも生かせるような形で説明はしたところでございますので、今後も広くそういったものに対して、中央公民館が主となって他公民館をリードしてまいりたいと考えてございます。

教育長
遠藤委員

よろしいでしょうか。他にございましたらお願いします。

16ページのボート関係なのですが、次年度以降の方向性のところに、全国市町村交流レガッタの派遣ということがなかったので、質問したいと思います。

生涯学習課長

ありがとうございます。全国交流レガッタは来年度以降もありますので、その分も追記をするような形で修正させていただきます。

教育長
長田委員

よろしいでしょうか。他にございましたらお願いします。

19ページの少年センター補導員事業のところなのですが、ここの街頭補導と特別補導の違いを教えてくださいのと、春休みに特別補導を実施とありますが、春休みは帰属感が薄れる時期ではあると思うのですが、夏休みも長期にわたっていますし、開放感もあることから、今、特別補導の内容がわからないところではありますが、もし内容によってできるならば、補導員の方大変だと思いますが、夏休みも含めて長期期間中に実施するような方向で考えていただいてもいいのかなと思いました。

生涯学習課長

街頭補導の関係でございます。街頭補導については、月1回、2回程度、実施してございまして、特別補導については、春休み期間中、長期休暇の部分で実施しておりますが、夏休み期間中に市内で夏祭りイベントがあるときに合わせて、特別補導という形で実施しております。

今後、それ以外についても、できるのであればいろいろと決行していきたいとは思いますが、現状は夏休みのイベント等で補導活動をしているという状況でございます。

教育長

この特別補導というのは、春休み期間というのは特別な期間なのです。といいますのは、中学生にしても、高校生までのいわゆる学校と切り離された時期なので、特別にここは重点視、いわゆる補導としての、そういう時期なのですね。他に長期休業中、冬休みも含

めてかもしれませんけれども、今、生涯学習課長からあったように、大きなイベント等を催したりするときには補導も展開していて、そういった意味合いで特別な補導であるということでここに記載されているのだろうというふうに解釈します。

長田委員
教育長
各委員
教育長

わかりました。ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

なし

では、この生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針（案）についてはこの程度といたします。

協議第7号 第14回喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会付議事項について

教育長

続いて、協議7号に移りますが、先ほど申し上げましたように、この案件につきましては非公開案件となりますので、傍聴の方は喜多方市教育委員会会議規則第14条ただし書の規定によりご退席をお願いいたします。

（非公開）

10 閉会

教育長

以上で本日の令和4年12月の教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長 大 場 健 哉

教育長職務代理者 大 森 佳 彦

二番委員 遠 藤 一 幸

三番委員 高 橋 明 子

四番委員 長 田 聡 子

教育総務課長補佐 塚 原 和 憲

